平成２８年（フ）第７０号
金沢市松村２丁目426番地４
債務者　中島　信夫
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０号
福井県越前市押田１丁目10番３号
債務者　川越　良太
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
福井県鯖江市糺町第21号５番地１　コート・プリムローズ・Ｆ．105
債務者　向井　　遥
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５５号
福井市篠尾町第67号９番地、住民票上の住所静岡市葵区安東１丁目19番４―105号
債務者　谷水　嘉和
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９４号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―915号
債務者　亀尾　睦美
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０２号
兵庫県尼崎市浜田町１丁目25番地　立花ドミール107号
債務者　有村　美良
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６９号
千葉県柏市松ケ崎481番地１　サンドゥエル北柏105号
債務者　加藤　竜樹
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１１６号
千葉県柏市塚崎1036番地２　セント・ヴィラ沼南206号
債務者　猿田　精司
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５２号
福井県鯖江市柳町２丁目３番９号　コンフォート・リブ．102、旧住所福井県勝山市荒土町伊波第20号15番地
債務者　前川　　亮
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
佐賀県唐津市原683番地２、住民票上の住所佐賀県唐津市原684番地２
債務者　原田　寛稔
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１６号
佐賀県唐津市原683番地２、住民票上の住所佐賀県唐津市原684番地２
債務者　原田　知美
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第９５号
愛知県春日井市如意申町７丁目15番地５アーバンハイツ春日井503号
債務者　松本　哲朗
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９８号
名古屋市名東区高社１丁目240番地　メゾンフランセ５Ｆ
債務者　藤田みよか
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６２号
名古屋市守山区守山１丁目５番24号　マンショングレース208号、従前の住所名古屋市守山区八反７番９号　ユーハウス第６守山203号
債務者　中田　宜孝
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１８号
名古屋市名東区新宿１丁目222番地　ドリームハイツＢ棟101号、従前の住所愛知県岡崎市天白町字東池16番地１　サンシティイーストパーク天白502
債務者　平野　博道
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部